



おやま

農業委員会だより

No. 101

令和7年1月1日



年頭のごあいさつ

小山市農業委員会

会長 大塚 稔



新年、明けましておめでとうございます。

令和7年の希望に満ちた新春を、ご家族の皆様とおそろいで健やかにお迎えのことと、お慶び申し上げます。

関係各位におかれましては、日頃より、小山市農業委員会の事業運営と地域農業の振興のために深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も、地球温暖化による気候変動の影響からか、長期化する猛暑やカメムシなどの病害虫発生、農業資材や燃料価格の高騰といった非常に厳しい条件の中で、皆様におかれましては、農畜産物の生産に並々ならぬご注力をされたことと存じます。

農政の憲法ともいわれる「食料・農業・農村基本法」の改正法の成立・施行、新米の取引・販売価格の

大幅な上昇など、農業をとりまく状況の変化も随所にみられました。

小山市においては、7月から8月にかけて、地域農業の将来のあり方や土地利用について話し合う「地域計画に関する協議の場」を15地区で開催しましたが、そこでいただいたご意見も取り入れながら、令和7年3月の地域計画策定に向けて、作業を進めております。

農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地が増加傾向など、課題は山積しておりますが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名は、農業従事者の皆様と共に知恵を出し、協力しあいながら、「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」などに取り組むとともに、農業政策及び農業を取り巻く情勢を注視し、関係機関・団体とも連携しながら、農家の皆様の生活(収入)の安定と将来に向けて明るい兆しが見られるよう、力を尽くしてまいります。

結びに、新しい年が穏やかな一年となりますとともに、農業者の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



産業フェスティバル小山70 (第57回 農業祭) 開催



11月9日(土)～10(日)の二日間、小山総合公園第二駐車場において、5年に一度、商工業・農業部門が合同で開催する「産業フェスティバル小山70」が盛大に行われました。

商工祭エリアには市内の企業や学校を中心とした34のブースが、農業祭エリアには新鮮な農産物や花苗、農畜産物を使った加工品等の販売や、地域農業をPRする展示など31のブースが立ち並び、大勢の人でにぎわいました。

農業委員会は小山市農政対策協議会の一員として、毎年好評の『米とやさいの絵あわせゲーム』で出店、委員が生産したお米や野菜を景品として提供し、参加者からいただいた参加料は全額、市社会福祉協議会のどんぐり基金に寄付をいたしました。

参加者は米や野菜のカードが2枚そろった時にはお米か野菜を二つもらえて大喜び、外れてもお米・大根・白菜・キュウリ・トマト・サツマイモのいずれかを受け取り、秋の一日を楽しんでいる様子でした。



市街化調整区域の農地転用には許可が必要です

1. 農地転用許可が必要な例

農地に住宅等の建物を建てたり、資材置場や駐車場として利用する場合
※一時的な利用でも許可が必要です。

2. 農地転用許可の手続き

農地調整係に、申請書及び必要図面等を添付して提出してください。

3. 許可を取らずに転用した場合の罰則

3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合1億円以下）

※市街化区域の場合は、農地転用前に届出が必要です。

もしかして、うちは違反しているかもと思ったら…
農地調整係 ☎22-9243 にご相談を!!

利用権設定等促進事業(基盤法)の申出は令和7年3月10日(月)で受付終了

令和7年4月以降に耕作目的で農地を貸借する場合、原則として農地中間管理事業を利用させていただくことになります。

お問合せ

農地利用最適化推進係
☎22-9861



農地改良(農地への盛土等)をする場合は、農業委員会との事前協議が必要です!

1. 農地改良とは

土地所有者や耕作者が農地の保全や利用増進を目的として、その農地の外から土を搬入して盛土または掘削等を行う行為です。

2. 農地改良の注意点は

- ・建設残土の処分を目的とした農地への土砂搬入や、産業廃棄物等を投棄して覆土することは認められません。
- ・工事完了後に農地として利用されていない場合、指導の対象となります。

3. 農地改良の事前協議の手続きは

届出者	農地の耕作者
手続き方法と時期	審査に日数を要しますので、余裕を持って提出してください。

	農地改良の基準※内の工事	農地改良の基準※を超える工事
農地法に係る手続き	事前協議書の提出 (一か月前までに協議を完了)	一時転用許可又は転用許可 (毎月10日迄に提出、当月の総会で決定)
土砂に関する手続き	※規模や内容によって、盛土規制法や県、市の条例等の手続きが変わります。	

※農地改良の基準は、下記までお問い合わせください。

提出先 農地調整係 ☎22-9243



○農地への盛土は本当に必要かどうか、慎重に考えましょう。
○盛土をする場合、耕作に適した良質土を使いましょう。

元の状態に戻すには多額の費用と時間がかかります。
将来への負担にならないようにしましょう!

地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)案の公告・縦覧について

地域における農業の将来のあり方や農地一筆ごとに将来の農地利用者を明確化した目標地図を含む地域計画を、令和7年3月に策定します。令和6年度に各地区で行った説明会の結果をもとに、目標地図を含む地域計画案を

作成しましたので公告・縦覧します。なお、利害関係人は縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

QRコードからアクセスし、ご確認ください。



公告・縦覧・
意見書提出期間

令和7年1月6日(月)～1月20日(月)
(土日祝日を除く・8:30～17:15)

縦覧場所

市役所5階 農政課窓口

対象者

- (1) 公告・縦覧対象者：市民
(2) 意見書提出対象者：利害関係人※
※ 利害関係人…農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者など



令和7年 標準農作業料金



1. 耕起

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
ロータリー	耕起	4,700円 1時間当たり 9,300円
	2番耕起	3,300円 1時間当たり 6,500円
パワーディスク	4,000円	1時間当たり 10,000円
プラソイラー耕起	3,400円	1時間当たり 8,600円

2. 水稲作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
育苗費	13,200円	種子代別途
肥料散布	1,000円	標準 5袋
代かき	8,800円	荒代 3,500円 植代 5,300円
田植	7,100円	整備田基準(運搬費別途、 補植は四隅のみ)
除草剤散布	1,000円	薬剤費別途
防除	1,300円	//
刈取・脱穀	17,800円	湿田、倒伏状況により上限2,000円 までの加算ができる(運搬費別途)
乾燥・調製	11,200円	1俵 1,600円 (10a当たり 7俵) 袋代別途
畦塗り	50円	1m当たり

3. 麦作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
トラクター作業 (施肥・播種・鎮圧)	6,500円	種子、肥料代別途
除草剤散布	1,000円	薬剤費別途
防除	1,300円	//
刈取・脱穀	14,800円	運搬費別途

4. 大豆・そば作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
トラクター作業 (施肥・播種・鎮圧)	5,000円	種子、肥料代別途
刈取・脱穀	10,700円	運搬費別途

5. 労務費

一般農作業 1時間当たり1,004円
(栃木県最低賃金に変更され、最低賃金を下回る場合は、
最低賃金に読み替える。)

6. ヘイベイラー

1梱包(250円)・45cm×40cm×80cm基準・運搬費別途

ロールベアラー

1梱包(1,500円)・1.2m標準・運搬費別途、ロールラッピングフィルムは別途

※本表を参考に、圃場条件、作業の難易等を考慮して当事者間で決定して下さい。
※消費税は別途となっております。

お問合せ

農政対策係

☎22-9242

「農地等利用最適化推進等に関する意見」を提出

11月6日(水)、大塚会長から浅野市長並びに篠崎市議会議長に、「令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見」を提出いたしました。

農業委員会では農業者の意見・要望を取りまとめて、毎年市に提出していますが、本年度は、地域農業の将来のあり方や土地利用などについての話し合いが今後も活発に行われるよう「地域計画の周知及び予算の確保」をはじめとした、次の4項目についての意見・要望書を手渡すとともに、小山市農業の振興につながる施策等について、市長・議長と意見交換を行いました。

- 地域計画の周知及び予算の確保について
- 新規就農希望者等への支援について
- 畑の圃場整備について
- 野生鳥獣の被害対策について



県農業会議70周年・女性農業委員の会20周年 記念式典開催

8月30日(金)、栃木県教育会館において、栃木県農業会議創立70周年記念式典が開催され、小山市からは18年間(第19～24期)農業委員として活躍された山中哲・前農業委員会会長が、永年在任農業会議会員として表彰を受けました。引き続き行われた農業委員・農地利用最適化推進委員研修会では「『食料・農業・農村基本法』見直しと今後の地域農業について」、農林水産省の杉中経営局長を講師として、世界情勢を見据えた法改正の意義や、今後日本の農業が目指すべき姿などについて研修が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、10月7日(月)には、とちぎ女性農業委員の会設立20周年記念式典が栃木県総合文化センターにおいて開催され、9年間(第22～24期)女性農業委員として活躍された山野井登喜江氏が功労者として表彰を受けました。



令和7(2025)年 農業用免税軽油に係る申請について

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**栃木県庁小山庁舎（本館4階会議室）**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですの
で、交付を希望する方は、御確認ください。

受付日 令和7 (2025)年	受付時間・対象地区	
	午 前 (9:00~11:30)	午 後 (13:00~15:30)
1月9日(木)	中地区	大谷地区
1月10日(金)	寒川地区	穂積地区
1月14日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月15日(水)	豊田地区(両毛線南側)	豊田地区(両毛線北側)
1月16日(木)	生井地区	絹地区
1月17日(金)	間々田地区	桑地区

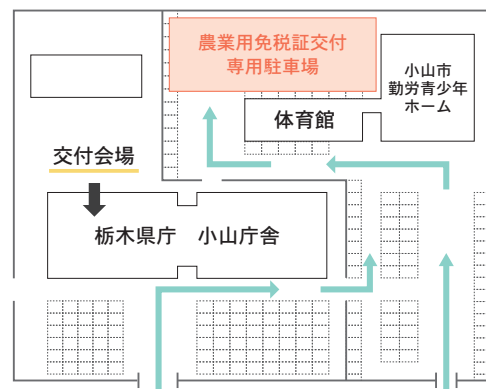
※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。

■会場案内図 小山庁舎：小山市犬塚3-1-1



申請の際に 持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証（原本）を添付）
- (3) 使用者証更新手数料420円（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合） 使用者証更新のみの場合、耕作証明書は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

④受委託の方は、耕作証明書の発行に時間がかかるため、お早めに農業委員会で申請手続きを行ってください。

⑤駐車場は上記図のとおり、体育館北側の駐車場をご利用ください。

※受付時に駐車場所を確認いたします。指定の場所以外に駐車されていた際は、お車のご移動をお願いいたします。

お問合せ

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎0282-23-6882

小山市農業委員会事務局 ☎0285-22-9243（耕作証明書の発行について）

マッチングアグリおやま 2025

～農産物・人との素敵な出会い～

農業者と農業に興味のある方を対象に婚活を開催します

開催日 2025年3月8日(土) 13:00～

内容(予定) 自己紹介タイム・ハーバリウム作り体験
地元野菜を堪能！交流会
ビンゴ大会（豪華景品あり！）

対 象 男性：小山市周辺の農業関係者
女性：農業に関心のある方
年齢：20～30代までの方

申込・詳細



◀お申し込み
フォーム



◀公式
Instagram



農業 × 婚活

主 催：小山市青少年クラブ協議会
事務局：農政課 農業振興係
☎22-9254

有機農業始めてみませんか

小山市では、持続可能な地域農業の発展と田園環境都市の実現に向けて有機農業を推進しており、特に、学校給食への有機農産物等の導入を進めています。

有機農業に取り組みたい方や興味のある方は、ぜひ農政課までご連絡ください。

有機栽培の米、野菜を使用した給食の試食会



お問合せ 農政課 環境創造型農業推進係
☎22-9269

編集後記

新年あけましておめでとうございます。去年は小山市制および県農業会議設立70周年の年でしたが、小山市農業委員会も70周年でした。今年は次の10年に向けて、農業者の皆様と共に新たな一歩を踏み出す年としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



広報専門委員長 篠原 和香子
広報専門副委員長 館野 強志
広報専門委員 石川 政道 田口 正剛

ー農地に関するご相談はお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へー